

出席停止に関するお知らせ

北区立なでしこ小学校

下記の学校感染症にかかった場合、出席停止となります。これは他の児童への感染防止と、本人の早期休養・早期回復のためにとられるものであり、療養期間中は欠席扱いになりません。下記の日安期間を参考にして、主治医から登校してもよいという診断が出るまで、自宅にて療養してください。

登校許可の診断が出ましたら、保護者が記入し登校時に担任までご提出ください。

主な学校感染症	出席停止日数のめやす
・新型コロナウイルス	・発症した後5日を経過し、かつ、 <u>症状が軽快</u> した後1日を経過するまで *「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとされています。
・インフルエンザ	・発病した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
・麻疹（はしか）	・解熱した後3日を経過するまで
・風疹（三日ばしか）	・発疹が消失するまで
・水痘（水ぼうそう）	・すべての発疹が痂皮化するまで
・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
・百日ぜき	・特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
・咽頭結膜熱（プール熱）	・主症状の消退後2日を経過するまで
・流行性角結膜炎	・治癒するまで
・感染性胃腸炎	・主治医の許可ができるまで
・その他（マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑など）	・主治医の許可ができるまで

学校感染症治癒報告書

令和 年 月 日

感染性疾患（病名 _____）が治癒し、医師により登校許可がおりましたので、本日より出席いたします。

出席停止の期間 令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）まで

登校許可の診断をした病院名

北区立なでしこ小学校

_____年 _____組

児童氏名 _____

保護者氏名 _____

印